

毎日の生活のためになる情報を
たくさんお届けします!

Information

インフォメーション

お知らせ



公民館臨時休館のお知らせ

令和4年成人式の開催に伴い、公民館を臨時休館します。

臨時休館日 1月9日(日)

※公民館の臨時休館に伴い、住民票の写しと印鑑登録証明書の発行はできませんのでご了承ください。

問合せ先 公民館内 社会教育課
☎(443)2671

年始の衛生業務

ごみ収集

1月1日(土) ~3日(月)	収集休み
1月4日(火)	可燃ごみ(町内全域) ※特別実施
1月5日(水)	プラスチックごみ (町内全域)
1月6日(木)	不燃ごみ・資源物 (西條※城前田地区除く)
1月7日(金)	可燃ごみ(町内全域)

※役場前資源物回収拠点「MOTTA INAI」は、1月4日(火)午前9時から開設します。

「MOTTA INAI」には、可燃ごみ、プラスチックごみ、不燃ごみ、事業活動(事業所・商店・飲食店・工場等)に伴うごみは排出できませんので、ご注意ください。

し尿汲み取り・浄化槽清掃
次の業者にお問合せください。
・三協商事(株)
☎(442)3091
・(有)大政
☎0567(25)7374
・エコ環境(株)
☎0567(26)3956

問合せ先 役場 産業環境課
内線124

要介護認定高齢者の方へ
「障害者控除対象者認定書」
を交付しています

本人または扶養を受けている方が障害者である場合、確定申告などにより所得税や町民税・県民税の所得控除を受けることができます。また、身体障害者手

帳や療育手帳等の交付を受けていない方でも、65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長の認定を受けている場合は、障害者控除の対象となります。

町では、介護保険の要介護認定を受けている65歳以上の方で、認定基準日に次の全ての要件を満たす方に対し、申請により確定申告時に必要となる「障害者控除対象者認定書」を発行します。

対象

- ・65歳以上の方で、要介護1から5のいずれかの認定を受けている方
- ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳の交付を受けていない方
- ・介護保険の認定調査票での日常生活自立度の判定が、一定基準である方

※一定基準については、役場民生課へお問合せください。

申請に必要なもの 申請者の身分を証明するもの

認定基準日 所得税申告の対象となる年の12月31日(基準日)での判定となるため、基準日に有

お知らせ

募

集

お

願

い

相

談

ス

ポ

ー

ツ

催

し

講

座

・

教

室

効な要介護認定時の認定調査票をもとに認定します。
※対象の方が年の途中で死亡された場合は、その死亡日を基準日とします。

問合せ先 役場 民生課

内線115・158

円楽寺排水機場 現地学習会を行いました

町内にある排水機場の役割を排水機場の近隣にある小学校の児童に説明することにより、児童に排水機場の必要性に対する理解を深めてもらうため、昨年10月13日(水)に円楽寺排水機場で現地学習会を行いました。

今回は大治西小学校の4年生を対象とし、排水機場内機械(ポンプ)の説明から愛知県海部農林水産事務所職員によるパネルや模型を用いた排水機場の仕組みの説明、風船を用いて、除塵機が河川のごみを取り除く実演を行いました。



愛知県海部農林水産事務所職員によるパネルや模型を使った説明

災害協定を締結しました

災害時に備え、次の業者と資機材の提供に関する災害協定を締結しました。

①株式会社ダイワテック

ソーラーシステムを活用した空調付きのコンテナハウスやトイレを保有し、平時は工事現場などで活用されています。災害時にコンテナハウス類を提供いたします。避難スペースや避難所運営拠点など、様々な用途での活用が見込まれます。

②西尾レントオール株式会社

中部支店
土木やイベント関連など、多種多様な資機材のレンタルを行っています。災害時には、車両

や機械類を提供いただき、町の迅速な復旧・復興につながることを見込まれます。

町内所在事業者の皆さんへ

町では、災害時に力を貸していただける町内事業所の事前登録を行っています。詳しくは町ホームページ「大治町災害時協力事業所登録制度」をご覧ください。

問合せ先 役場 防災危機管理課

内線151・152

赤い羽根共同募金へのご協力ありがとうございました

10月から12月まで行いました赤い羽根共同募金運動に対して多くのご浄財をいただき、ありがとうございます。

皆さんからの募金は、町内の民間保育所への援助や地域福祉活動推進のために使わせていただきます。募金実績額は、広報2月号にて報告させていただきます。

皆さんのあたたかいお気持ちに感謝いたします。

問合せ先 大治町共同募金委員会(社会福祉協議会内)

☎(442)0990

就学援助 新入学児童生徒学用品費 入学前支給

令和4年4月に小・中学校へ入学予定のお子さんのいるご家庭で、経済的な理由によりお子さんを町立の小・中学校へ就学させることにお困りの保護者に、就学援助「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給する事業を行っています。

対象 次の全ての条件を満たす保護者の方

- ① お子さんが令和4年4月に町内小中学校に入学予定の方
- ② 次の就学援助対象要件のいずれかに該当する方

- ・ 児童扶養手当の受給者(ただし、児童扶養手当の受給者とその支給対象児童生徒のみの世帯であること)
- ・ 特別な事情により、著しく生活が困窮している家庭

※なお、生活保護費受給中の要

保護者は、生活保護費より同じ主旨の「入学準備金」が支給されますので、対象になりません。

申請方法等 新小学1年生は各小学校入学説明会にて、新中学1年生は在籍する各小学校より配布されたお知らせをご覧ください。

お知らせは町ホームページでもご覧いただけます。
問合せ先 役場 学校教育課
内線207・208

医療費通知を活用した医療費控除の申告について

国民健康保険の医療費通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。

なお、医療費控除の対象となる支出で、1月に送付する医療費のお知らせに記載されていない医療費分(12月診療分※2月末送付)および柔道整復は、別途領収書に基づいて「医療費控除の明細書」を作成し、その明細書を申告書に添付していただく必

要があります。この場合、医療費領収書は確定申告期限から5年間保存する必要があります。

問合せ先 役場 保険医療課
内線144

国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者で新型コロナウイルスに感染もしくは疑いのある方に傷病手当金を支給します

適用期間を3月31日まで延長しました。
問合せ先 役場 保険医療課
内線170

自分の健康は自分で守る！ さあ、あなたもセルフメディケーション

●**セルフメディケーションとは**
自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること(WHO定義)
●**セルフメディケーションのメリット**
・自分の体を大切に送るようになり、健やかな毎を送るこ

とができる。
・病気の発症や重症化の予防に役立ち、医療機関で診てもらった時間や手間を減らすことができる。

●**セルフメディケーション税制の活用について**
従来の医療費控除制度の特例として、特定成分を含む一般医薬品(スイッチOTC医薬品)を一定金額以上購入した場合に、所得控除が受けられる制度です。

●**制度の対象となるスイッチOTC医薬品**(医療用から転用された市販薬)の年間購入額が、1万2000円を超える場合、確定申告を行うことにより、1万2000円を超えた額(上限金額8万8000円)をその年分の総所得金額等から控除できる制度です。

●**対象となる期間** 申告は、平成30年度住民税(29年分確定申告)から令和9年度住民税(令和8年分確定申告)まで
適用を受けられる納税者
健康の維持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行っ

ている個人が対象です。
具体的には次の取り組みが該当します(医師の関与があるものに限りません)。

- ①インフルエンザの予防接種、定期予防接種
- ②特定健康診査、特定保健指導
- ③勤務先の定期健康診査
- ④保険者や市町村が実施する健康診査(人間ドック、各種検診など)
- ⑤市町村のがん検診

※①から⑤のいずれかの取り組みを行ったことを証する書類(健康診断の結果通知表など)が必要となります。

●**対象となるスイッチOTC医薬品**
厚生労働省ホームページに掲載されています。また、自主的な取り組みでパッケージに識別マークが記載されているので、購入するときにご確認ください。

●**医療費控除との併用はできません!**

従来の医療費控除制度とセルフメディケーション税制(医療費控除の特例)のどちらかを選択することになります。

問合せ先 役場 保険医療課
内線144

総代、地区総代、事業者向け
防犯カメラで犯罪抑止！
防犯カメラ補助金

犯罪抑止に有効な防犯カメラの設置の際には、積極的にご活用ください。

対象 県が定める「防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」のほか町が要綱に定める条件、遵守事項等を遵守できる**①②**の方

① 総代および地区総代の方
当該自治組織の承認を受けて、管轄する公共的な施設に設置する場合

② 町内に所在する物件のうち、次の項目に該当する方

- ・戸数4戸以上の分譲マンションの管理組合
- ・戸数4戸以上の賃貸共同住宅（社宅、寮等を除く）の所有者
- ・自動車4台以上を駐車可能な貸し駐車場の所有者

※補助金の交付申請は、補助対象者につき同一年度内に1回限り、また同一敷地内への補助は1回限りとします。

補助金額 防犯カメラ等購入設置金額の2分の1以内で、5万円を限度額とします。(1000

円未満切り捨て)

※維持管理費用、地代、占用料等は除く

受付期限 2月末日

申請方法等 防犯カメラ等を設置しようとする方は、必ず、事前に役場防災危機管理課へご相談ください。(取り付け後の受け付けはいたしません。)

申請・問合せ先 役場 防災危機管理課 内線151・152

募集



大治町成年後見制度 利用促進基本計画(案) パブリックコメント

町では、新たに成年後見制度の利用を促進するための基本計画を策定します。

計画(案)を取りまとめましたので、皆さんの意見を募集します。

応募期限 1月21日(金)

※消印有効

応募方法 郵便・ファクス・メール

ルのいずれかでご応募ください。また、民生課へ直接提出していただくこともできます。

※土日・祝日および年末年始を除く

※電話による受け付けは行いません。

記載事項

- ・ 題名 「大治町成年後見制度利用促進基本計画(案)について」
- ・ 住所または勤務先の所在地 (いずれかが町内の方に限る)
- ・ 氏名
- ・ 連絡先

・ あなたの意見

※以上の必要な事項が記載されなければ、様式は問いません。

閲覧場所

町ホームページまたは、民生課、スポーツセンター、公民館、総合福祉センター、保健センター健康館すこやかおほはる、老人福祉センターで閲覧できます。(土日、祝日および各施設の休館日を除く)

閲覧できる資料

大治町成年後見制度利用促進基本計画(案)

意見への対応

計画の策定に向けて参考とさせていただきます。

ご意見などに関しては取りま

とめて公表します。なお、個別の回答はいたしません。

提出・問合せ先 役場 民生課 内線165

〒490-1192

住所記載不要

大治町役場 民生課

☎(443)4468

✉ minseika@town.oharu.

1g.jp

あなたの力を消防団に！ 大治町消防団員

消防団は、普段は各自の職業に従事しながら、火災や災害が発生した際には消火・救助活動を行うなど地域防災のリーダーとしての重要な役割を担っています。

地域のために貢献したいという方は、ぜひ消防団に入団してみませんか。

資格

- ・ 町内在住または在勤の方
- ・ 18歳以上の方

活動内容

- ・ 志操堅固で、身体強健な方
- ・ 消火活動や火災予防広報

お知らせ

募集

お願い

相談

スポーツ

催し

講座・教室

- ・ 火災や災害時に向けた訓練
 - ・ 地域行事への参加
 - ・ 水防団としての水防活動(土のう作成など)
- ※勧誘のため、消防団員がご家庭を訪問する場合があります。ご理解ご協力をよろしくお願いたします。

問合せ先 役場 防災危機管理課
内線151・152

ホームページバナー広告

町では、ホームページバナー広告を募集しています。ぜひご利用ください。

規格 縦60ピクセル×横120ピクセル、GIF(アニメーション不可)またはJPEG、5KB以内

掲載場所 町公式ホームページのトップページ

掲載期間 1カ月単位
※連続掲載できる期間は同一年で12カ月まで

掲載料(月額・税込み)

1枠 5000円

※12カ月連続の場合は5万円

申込期間 掲載開始希望日の6

カ月前から前月の初日
申込方法 町ホームページからダウンロードした申込書に記入の上、原稿案(デジタルデータ)・業務内容の分かる書類・納税証明書(町外の方のみ)とともに提出してください。

申込・問合せ先 役場 企画課
内線128

「みる」より「支える」 国際芸術祭「あいち2022」 ボランティア

7月30日(土)から10月10日(月・祝)まで開催する、三年に一度の国際芸術祭「あいち2022」の運営を支えてくださるボランティアを募集します。募集条件や申込方法等をホームページでご確認いただき、ぜひご応募ください。

活動期間 7月29日(金)～10月10日(月・祝)(内覧会を含む)

活動場所 国際芸術祭「あいち2022」各会場(愛知芸術文化センター、一宮市内、常滑市内、有松地区(名古屋市内))

活動内容

- ① 展示作品の看視、会場の案内など
 - ② 対話型鑑賞の手法を用いた来場者の鑑賞サポートなど
 - ③ 展示作品の案内など
- 募集期限** 3月4日(金)(必着)
申込・問合せ先 国際芸術祭「あいち2022」ボランティア事務局 ☎(961)4561
jimukyoku@aichi2022-volunteer.jp
HP <http://aichitriennale.jp>

消費生活モニター

県では、消費者を取り巻く、様々な問題に対応するため、消費生活モニターとして消費者行政の推進にご協力いただける方を募集します。

モニターの主な活動

- ① 日常生活の中で危険と思われる商品、不当な表示、悪質商法などの観察・県への情報提供(年2回程度)
- ② 地域・周囲など身近な方への消費生活に関する情報の提供
- ③ 消費生活に関するアンケートへの回答(年1回)

④ 研修会(年1回の予定)への出席など。※交通費は自己負担
応募条件 県内在住の満18歳以上の方(公務員、公職選挙法による公職者は除く。)

任期 県が依頼した日から令和5年3月31日まで

謝礼 年額1500円以内(予定)

募集期間 1月6日(木)～2月18日(金)(消印有効)

応募方法 役場、他市町村の役所、各県民事務所で配布する応募用紙に必要事項をご記入の上、お申し込みください。(1月6日より配布予定)

県のウェブページからも受け付けます。

申込・問合せ先 県県民文化局 県民生活部 県民生活課

☎(954)6163
FAX(972)6001

URL <https://www.pref.aichi.jp/kennin/shohiseikatsu/bout/monitor.html>

お願い



野外焼却(野焼き)は禁止です

町には「近所の庭や田畑ごみを燃やして煙が迷惑」といった苦情が多く寄せられます。

適正な焼却炉を使わずに、木くずや、紙くず、ビニールなどのごみを燃やしたりすることを「野焼き」と言い、一部を除いて法律で禁止されています。また、ドラム缶やブロックを積み上げただけの設備が十分でない焼却炉での焼却も野焼きと同じことと見なされ、禁止されています。

これは野焼きが、ススによる黒煙やダイオキシンの発生、煙や悪臭による被害、火災の危険性など、多くの人々の迷惑となるためです。

多くの方が野焼きによる煙や悪臭で迷惑しています。野焼きは絶対にしないでください。

農業を営むための稲わらなどの焼却等は、法律の規制対象になっていませんが、近隣の生活

環境への被害や迷惑行為となる場合がありますので、住民への迷惑とならないよう、ご配慮をお願いします。

問合せ先 役場 産業環境課

内線124

ちびっこ広場ではボール遊びは禁止です！
マナーを守って楽しく利用しましょう

町内には、子どもの身近な遊び場として、ブランコ、すべり台、鉄棒などの遊具を設けた屋外型のちびっこ広場(22カ所)やボールを使ったスポーツや遊びができる球技場(3カ所)のほか、大治浄水場公園を設置し、児童の健全育成を図っています。子どもたちが安全・快適に利用することができるよう次のことを守りましょう。

- ・ 火気の使用(花火・バーベキューなど)は厳禁です。
- ・ **ちびっこ広場・大治浄水場公園でのボール遊びは禁止しています。**

・ ごみは必ず持ち帰ってください

い。

- ・ 施設・設備への落書きや破損は絶対にやめてください。
- ・ 周りの人に迷惑なことや危険な行為は慎みましょう。

問合せ先 役場 子育て支援課

内線166

相談



司法書士による相続・登記・成年後見等相談

司法書士による相続・登記・成年後見等相談を行います。相談は事前に予約が必要となります。相談時間は1組25分程度で、受付順とします。

プライベートは厳守しますので、お気軽にお申し込みください。

とき 1月18日(火)午後2時～4時

ところ 総合福祉センター1階 相談室

内容 登記・相続・多重債務・民事一般・成年後見・家事事件

など

定員 4組(要予約)

相談料 無料

申込期限 1月13日(木)

申込・問合せ先 社会福祉協議会 ☎(442)0990

※常時予約受付しているため、定員に達している場合もありますので、ご了承ください。

※心配ごと相談も社会福祉協議会窓口で常時相談を受け付けております。併せてご利用ください。

※心配ごと相談も社会福祉協議会窓口で常時相談を受け付けております。併せてご利用ください。

※心配ごと相談も社会福祉協議会窓口で常時相談を受け付けております。併せてご利用ください。

※心配ごと相談も社会福祉協議会窓口で常時相談を受け付けております。併せてご利用ください。

※心配ごと相談も社会福祉協議会窓口で常時相談を受け付けております。併せてご利用ください。

※心配ごと相談も社会福祉協議会窓口で常時相談を受け付けております。併せてご利用ください。

心配ごと直通電話

☎(442)7793

スポーツ



スポーツ少年団大会結果

●第85回サッカー大会

とき 12月5日(日)
ところ 大治西小学校 運動場

結果 優勝

団体 大治西サッカースポーツ少年団

お知らせ 募集

お願い 相談

スポーツ

催し

講座・教室

**スポーツ協会主催
町民バドミントン大会**

とき 2月13日(日)午前9時

ところ スポーツセンター

対象 町内在住・在勤で小学5年生以上の方および主管クラブ員

部門 個人戦、男女混合(ダブルス)ラック別

競技方法 リーグ戦形式

参加費(傷害保険料を含む)

- ・中学生以下 100円
- ・一般 200円

※大会開催中の傷害については応急手当てをしますが、その後の責任はスポーツ傷害保険の範囲内とします。

持ち物 体育館シューズ

※ラケットは貸し出します。

申込期間 1月17日(月)～2月4日(金)

主管クラブ バドミントンクラブ

申込・問合せ先 スポーツセンター

☎(443)7077

講座・教室



認知症サポーター養成講座

認知症について勉強し、誰もが暮らしやすいまちを一緒に作りませんか。まずは、認知症を知ることから始めましょう。新型コロナウイルス感染症対策のため、来館時にはマスクの着用および館内入口にて手指消毒にご協力ください。なお、新型コロナウイルス感染症防止策を講じて開催しますが、感染拡大の恐れがある場合は中止することがありますのでご了承ください。開催状況についてはお問合せください。

とき 1月8日(土)午後2時～3時30分

ところ 総合福祉センター

内容

- ・認知症の症状
- ・認知症の診断・治療、予防
- ・接するときの心がまえ
- ・家族の気持ちの理解
- ・サポーターとは
- ・おおはる劇団による寸劇など

参加費 無料

今後の予定 2月5日・3月5日(全土曜)

問合せ先 役場 民生課

内線158

地域包括支援センター

☎(442)0857

**《身に付けよう応急手当て》
普通救命講習Ⅰ**

とき 1月30日(日)午前9時30分～午後0時30分

ところ 海部東部消防組合消防本部 講堂

対象 大治町・あま市に在住・在勤の方で15歳以上の方

内容 成人に対する心肺蘇生法、大出血時の止血法

定員 9名

参加費 無料

受付期間 1月10日(月)～23日(日)

申込場所 海部東部消防組合消防本部消防署・北分署・南分署

申込方法 救命講習受講申請書で受け付けます。

※申請書は、消防本部・各消防署で配布、または海部東部消防組合ホームページからダウンロードできます。

ンロードできます。

※メール・電話・ファクスでの申し込みはできません。

※団体・グループ等で受講希望の場合は、指導員が出席し、講習を実施することが可能です。

※新型コロナウイルス感染症拡大状況により、中止とさせていただきます。

問合せ先 海部東部消防組合消防本部消防課

☎(442)1605

http://www.amatobu-119.jp

1月の公民館ロビー展示

パネル展示

〈書道展〉

1月4日(火)～15日(土)

●毛筆同好会

〈写真で振り返る なつかしの大治展〉

1月19日(水)～30日(日)

●社会教育課

※日程は都合により変更する場合がありますのでご了承ください。
※ロビー展示を観覧される方は、事務室受付窓口へ申し出が必要です。